

守谷市教育委員会定例会会議録 令和5年1月

1 日 時 令和5年1月26日（木） 午後1時30分～午後1時53分

2 場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

3 出席者 教育長 町田 香
教育長職務代理者 河原 健
教育委員 寺田 弘
教育委員 萩谷 直美
教育委員 椎名 和良

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

教育部長 小林 伸穂
教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子
学校教育課長 前川 優子
教育指導課長 大場 邦宏
学校給食センター所長 坂 登司男
中央図書館長 平塚 恵子

6 傍聴人 なし

7 会議に付した事項

(1) 議決事項

議案第1号 守谷市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
議案第2号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について
(守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例)
議案第3号 県費負担教職員の訓告について

1 開会宣言	教育長	午後 1 時 30 分 開会を宣言
2 会議録署名委員の指名	教育長	本会の会議録署名人に寺田委員を指名する。
4 議決事項	教育長	議案第 1 号「守谷市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」説明を求める。
	生涯学習課長	<p>本案は、学校運営協議会制度の導入を推進し、学校と地域の連携を深めることを目的に、地域と市立小中学校をつなぐ人材を地域学校協働活動推進員として委嘱するため、必要な事項を定めた要綱を制定するものです。</p> <p>学校運営協議会は、学校長が作成する学校運営の基本方針を承認するなど、学校運営に関わる組織で、この組織を設置した学校をコミュニティ・スクールと言いますが、学校運営協議会の設置前に、まずは地域の緩やかなネットワークの中で、地域住民による様々な学校協働活動が進められるよう、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員を設置していきます。</p> <p>第 3 条では、推進員の定数を中学校区ごとに 4 人以内としていますが、これは一つの中学校区内にある学校数の最大値に合わせたものになります。</p> <p>また、第 5 条中の任期につきましては、委嘱された日から当該日が属する年度の翌々年度末までとし、3 年間という表現をしていませんが、これは委嘱時期にばらつきが出ることを考慮し、委嘱時期が異なる場合であっても、任期の終了日が同日となるよう規定したものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
	椎名委員	<p>地域学校協働活動推進員が新たに設置されることになるが、現在、各学校に設置されている学校運営協力員はどのような扱いになるのか。</p> <p>また、これまで学校運営協力員が行ってきた学校運営に対する評価は、今後はどこで行うのか。</p>
	生涯学習課長	地域学校協働活動推進員は、現在の学校運営協力

	<p>員が属する評議委員会とは異なり、地域側の活動を推進する役割となります。</p> <p>今後、運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入することになれば、学校評価の業務をそこに移行することも考えられますが、今回設置する推進員は、地域側の活動を行うことになります。</p> <p>したがって、現在の学校運営協力員の方には、これまでの活動を継続していただくことになります。</p>
河原委員	<p>地域住民の意見を学校運営に取り入れ、学校と地域の連携をより深めるために、交通安全指導ボランティアやおやじの会などの既存の学校支援組織も十分生かしつつ、国が示すモデルに捉われ過ぎずに、守谷市の地域特性に合ったやり方（守谷モデル）で進めてほしい。</p> <p>一方で、この地域組織を作ることと、その次の段階となるコミュニティ・スクールとして学校運営協議会を立ち上げることとの間には、ちょっとした段差（ハードル）があると感じている。次の段階に行くに当たっては、校長先生方の意見を聴いたり、守谷に合ったやり方を考えながら進めてほしい。</p>
教育長	議案第1号「守谷市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第2号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について」は、公表前の情報に関する案件のため非公開としたい。
各委員	異議なし
教育長	議案第2号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）」について説明を求める。
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市

		教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。 (生涯学習課長による説明)
教育長		議案第2号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）」について採決する。
採決結果		全員賛成可決
教育長		議案第3号「県費負担教職員の訓告について」は、個人情報が含まれる案件のため非公開としたい。
各委員		異議なし
教育長		議案第3号「県費負担教職員の訓告について」説明を求める。
		地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。 (学校教育課長による説明)
教育長		議案第3号「県費負担教職員の訓告について」採決する。
採決結果		全員賛成可決
5　閉会宣言	教育長	次回の定例会の日程 ・日時　令和5年2月24日（金曜日） 午後1時30分～ ・場所　全員協議会室 午後1時53分　閉会を宣言